

令和3年度
第12回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和4年2月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第12回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年2月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年2月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年 2月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年 2月25日 14時00分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 16名 欠席 3名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	▲	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	▲	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	▲	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 13番	工藤嘉允	議席番号 14番	古川美枝子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	伊藤純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号2番田村昭雄委員、所用のため、議席番号6番小山田和義委員、親戚のご不幸のため、議席番号8番松村勝彦委員、別用の会議のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中16名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第12回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、13番 工藤嘉充 委員、14番 古川美枝子 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第12回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第12回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年2月以降の主な会議 行事 等日程について、2項目め。農地利用最適化推進委員候補者審査委員会の結果について、3項目め。令和3年度八幡平市に対する意見の回答について

てとなります。

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

なお、2項目めの候補者審査委員会の結果については、後ほど行われる議事の議案第8号の説明の中で報告を行う事としております。

また、3項目めの市に対する意見の回答については、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で報告を行う事としております。

続きまして、6ページの左下、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、3月10日（木）午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和3年度第12回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。令和4年度八幡平市賃借料情報についてとなります。内容について協議を行ったところ、9ページの中ほどに記載したとおり決定され、本日の農業委員会議で農業委員の皆様より協議をいただくこととしております。

4項目め。農業者年金制度に係る研修会の開催についてとなります。内容について協議を行ったところ、13ページの下側に記載したとおり決定されました。

当初の計画には無かった研修会でしたが、農業者年金制度が改正されたことを受けて、推進委員の皆様を含めた形での開催となりました。

なお、次のページの下側に記載された意見を基に事務局内で検討を行い、農業委員会議の終了時間が早まっても対応できるよう、推進委員の皆様に対し研修会の開催時刻の15分前にお出でいただく内容で、通知をいたしたところです。

本日、開催される会議等の運営について、農業委員皆様のご協力をお願いします。

続きまして、5情報提供等となります。

運営委員及び事務局からの情報提供等はありませんでした。

続いて。立柳会長から情報提供がされ、多数の運営委員による意見交換がされました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和3年度第12回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和4年2月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第12回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 16 ページをご覧ください。

令和 4 年 1 月 25 日から令和 4 年 2 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 6 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 7 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 2 月 16 日の水曜日でございます、13 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 11 番委員中村一彦委員、農業委員の 12 番委員竹田和夫委員、推進委員の松尾地区の 5 番委員高橋栄光委員、推進委員の安代地区の 4 番委員三浦隆委員の 4 名でございます。

また、事務局からは伊藤事務局長と古川主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 6 件となっております。

申請の説明に入る前に、農地法第3条の概要を簡単にご説明いたします。農地法第3条とは、農地を農地のまま売買、贈与や、また貸借などによる権利移動のことです。いわゆる耕作を目的とする権利移動となります。

それでは、申請の説明に入ります。

申請番号1：松尾第24地割233、田、701㎡を含む2筆 2,449㎡です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2：山口93、田、1,583㎡です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3：下の田60-1、田、1,802㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4：大更第13地割202-1、田、1,102㎡を含む4筆 5,231㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで作業受託契約で、水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5：大更第45地割119-2、田、1,065㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号6：帷子第1地割56-11、畑、1,891㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人の前の所有者が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については下段の申請筆別明細をご覧ください。

併せて、関係資料の1～2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

なお、今月の総会案件まで農林課への水稲生産実施計画書兼営農計画書へも、自動的に反映されることを申し添えます。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 竹田和夫 委員にお願いします。

12番（竹田委員）

12番 竹田和夫です。

申請番号1番ですが、位置は松野小学校から西へ約1kmの地点です。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号2番ですが、位置は安代総合支所から北東へ約3kmの地点です。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号3番ですが、位置は安代総合支所から北東へ約5kmの地点です。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号4番ですが、位置は大更小学校から東へ約1.5kmの地点です。現況は、田は水稲の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置はJR東大更駅から北へ約1.2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

た。

申請番号6番ですが、位置は寺田小学校から北東へ約 2.1kmの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、平館第9地割69-2、田、437㎡です。変更前は、一般住宅を建設する目的で申請された案件で、平成5年3月10日に許可されたものです。変更内容ですが、申請地に隣接する場所で電気工事業を営んでいる法人が資材置場を敷設しようとするものです。変更の経緯ですが、当初の転用事業者は住宅建設のために転用許可を得ましたが、今まで住んでいた既存の住宅を改築し継

続して住むことになり転用事業の必要性がなくなったため、未着工のままとなっていたところ、電気工事業を営む法人が資材置場を拡張するための土地を探しており、お互いの意向が一致したため、この場所に資材置場を敷設したいとのことです。

関係資料の3ページをご覧ください。農地区分は都市計画法上の用途地域内にある農地で第3種農地と判断され、転用許可条項において第3種農地は原則許可となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 竹田和夫 委員にお願いします。

12番（竹田委員）

12番の竹田和夫です。

申請番号1番ですが、位置は平舘小学校から南東へ約500mの地点です。

現況は、田で保全されておりました。

転用許可日から28年以上経過し、計画通りの転用事業を行っていなかったことは遺憾でありませんが、新たな計画により確実に事業を遂行することが見込まれるため、事業計画の変更は承認できるものと判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願ひます。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

申請の説明に入る前に、農地法第5条の概要を簡単にご説明いたします。

農地を農地以外に利用する目的で貸し借りや売り買いなどをする場合には、農地法第5条による県知事の許可が必要となります。具体的には、親の持っている農地に息子が住宅を建設する場合や、建設業者が他人の農地を資材置場として利用する場合などは、事前に農地法第5条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の8ページをお開きください。今月の申請は5件になります。

申請番号1、松尾寄木第11地割46-1、畑、15,931㎡のうち8,048㎡です。転用の目的は、賃貸借権設定による砂利採取で2年間の一時転用となっております。

申請番号2番と3番は関連がありますので、まとめて説明いたします。

申請番号2、小柳田71-15、畑、454㎡

申請番号3、小柳田333、田、124㎡を含む2筆、951㎡です。

転用の目的は、賃貸借権設定によるコンビニエンスストアの建設となっております。内容は、店舗、物置、駐車場等が計画されております。

申請番号4、平館第9地割69-2、田、437㎡です。こちらは先ほどの議案第2号 農地転用事業計画の変更でご審議いただいた、変更後の計画に関する案件となります。転用の目的は、売買による資材置場の敷設となっております。内容は、資材置場、通路等が計画されております。

申請番号5、平館第27地割26-1、田、797㎡を含む2筆、1,243㎡です。転用の目的は、売買による資材置場の敷設となっております。内容は、資材置場、駐車場が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号2番と3番ですが、申請地から300m以内に東北自動車道安代インターチェンジがある農地で第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

申請番号4は、都市計画法上の用途指定地域に該当することから第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

申請番号5は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 竹田和夫 委員にお

願います。

12 番（竹田委員）

12 番の竹田和夫です。

申請番号 1 番ですが、位置は柏台小学校から東へ約 1.5 km の地点です。現況は、畑で保全されておりましたが、砂利採取後は畑に現況復旧することでした。申請土地は、河川の流域で土砂利が堆積している場所であり、砂利採取の適地であるため選定したとのことでした。

申請番号 2 番と 3 番ですが、関連がありますので、まとめて報告します。

位置は東北自動車道安代 IC から東へ約 200m の地点です。現況は、田および畑で保全されておりました。申請土地は、安代 IC と国道 282 号線と市道との交差点角地で、安代中心部の隣接地域であり、公共施設や観光施設が近く適地であるため選定したとのことでした。

申請番号 4 番ですが、位置は平舘小学校から南東へ約 500m の地点です。現況は、田で保全されておりました。申請土地は、事業所の南側に隣接した土地で、運搬車両の駐車場にも近いことから最適と判断し選定したとのことでした。

申請番号 5 番ですが、位置は平舘高等学校から北東へ約 600m の地点です。現況は、田で保全されておりました。申請土地は、国道と市道に挟まれた土地で、事務所から 80m ほどの場所にあり利便性が良いため選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法の適用外証明について簡単にご説明いたします。

適用外証明とは、農地が耕作放棄され木が生えた結果、山林になったり、農地に許可なく建物を建ててしまったなどの理由によって現況が農地以外となってから20年以上経過した土地について、農地として復旧することが困難と認められる場合に、農業委員会が証明を行うものです。

この証明書があることで、地目変更をすることが可能となります。

では、議案の説明をいたします。

議案の12ページをお開きください。今月の申請は1件になります。関係資料の4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、松尾第5地割69-1、田、304㎡を含む9筆、3,228㎡です。現況は、雑木が生い茂り原野化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 竹田和夫 委員にお願いします。

12番（竹田委員）

12番の竹田和夫です。

申請番号1番ですが、位置は東北自動車道松尾八幡平ICから北東へ約1.2kmの地点です。現況は、雑木が生い茂り原野化しておりました。申請地は、申請者が体調を崩してから管理が出来なくなり原野化してしまったとのことでした。

申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをご覧ください。今月の申請は、88件となっております。

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り（金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り）と契約期間を定める申請で、使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。また、農地中間管理機構を通した貸借、所有権移転に関しては、出し手・受け手2者の直接契約ではなく、出し手（所有者）が機構へ貸付をおこない、機構から新たな農業者・担い手へ貸付を行う仲介者を含めた申請になります。

それでは、申請の説明に入ります。

今月は、全て新規分の申請で88件になります。うち賃貸借権設定が64件で、そのうち中間管理機構を通した申請が35件です。また使用貸借権設定が23件で、中間管理機構を通した申請が19件ですとなります。また所有権移転は、1件あり、中間管理機構を通した申請になります。よって合計で88件となります。

初めに、賃貸借権の設定です。

14～16ページの2行目に記載されている申請番号1～12番は西根南地区に係る申請です。

16～17ページの2行目に記載されている申請番号13～17番は西根北地区に係る申請です。

17 ページの中段と 19 ページも 4 行目に記載されている申請番号 18～19 番、29 番は松尾地区に係る申請です。

17 ページ下段～19 ページ中段に申請番号 20～28 番は安代地区に係る申請です。

なお、西根南地区に係る申請のうち、申請番号 3～4 番、6 番、8 番につきましては、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。また安代地区に係る申請のうち、申請番号 22 番は共有地のため共有者の同意書が添付されております。

次に、使用貸借権の設定です。

19 ページ下段の申請番号 30 番は西根南地区に係る申請で、20 ページ 1 行目の申請番号 31 番は西根北地区に係る申請です。

20 ページ 2～3 行目の申請番号 32～33 番は松尾地区に係る申請で 33 番につきましては、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

また、申請番号 3～4 番、8 番、25～26 番、32 番は令和 3 年 12 月 31 日をもって、利用権設定が一旦は終了した案件で、令和 3 年 12 月の第 10 回総会で更新申請が間に合わず、改めて新規での申請となることを申し添えます。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

20 ページ 4 行目の申請番号 34 番は西根南地区に係る申請です。

なお今ご説明した申請について、令和 4 年 1 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地です。

次に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。

20 ページ下段からの申請番号 35～36 番、39 番、41 番、50 番の一部は西根南地区に係る申請です。

21 ページ 2 行目からの申請番号 37～38 番、40 番、42～49 番、50 番の一部～62 番、66 番、68～69 番は松尾地区に係る申請です。

26 ページ 3 行目からの申請番号 63～65 番は安代地区に係る申請です。

申請番号 36、38 番、41～42 番、44 番、47 番、52 番、60 番、65 番、68 番につきましては、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

27 ページ下段からの申請番号 70～79 番は西根南地区に係る申請で、27 ページ下段の 80 番は西根北地区に係る申請です。

30 ページからの申請番号 81～85 番は松尾地区に係る申請で、31 ページの 86～88 番は安代地区に係る申請です。

申請番号 72、77 番、82 番、88 番につきましては、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

なお、今ご説明した申請番号 35 番から 88 番については、次に説明する議案第 6 号の配分計画案と付随することを申し添えます。

申請地の明細については次の 32 から 39 ページの申請筆別明細をご覧ください。

なお、先ほどの議案 1 号と同様に、今月の総会案件まで農林課への水稻生産実施計画書兼営農計画書へも、自動的に反映されることを申し添えます。

今回の計画要請の内容も、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 3 番、4 番、30 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 15 番 向久保勉 委員の退席を求めます。

（15 番 向久保勉 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号 3 番、4 番、30 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 3 番、4 番、30 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号 3 番、4 番、30 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 15 番 向久保勉 委員の着席を求めます。

（15 番 向久保勉 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号 3 番、4 番、30 番を除く議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番、4番、30番を除く議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号3番、4番、30番を除く議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案42ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は18件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1番は、松尾地区と安代地区に係る申請です。

申請番号2番は、松尾地区に係る申請で、申請番号3番～4番は西根北地区に係る申請です。

申請番号5番は、西根南地区に係る申請で、申請番号6番は松尾地区に係る申請です。

申請番号7番～10番は、西根南地区に係る申請で、申請番号11番は松尾地区に係る申請です。

申請番号12番は、西根北地区に係る申請で、申請番号13～15番までは西根南地区に係る申請です。

申請番号16～18番は、松尾地区に係る申請です。

なお、先ほどの議案1号・5号と同様に、今月の総会案件まで農林課への水稻生産実施計画書兼営農計画書へも、自動的に反映されることを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号14番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

（13番 工藤嘉充 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号14番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号14番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号14番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

（13番 工藤嘉充 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号 14 番を除く議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 14 番を除く議案第 6 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号 14 番を除く議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 7 号『別段の面積(下限面積)の設定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第 7 号『別段の面積(下限面積)の設定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (佐々木農地調整係長)

(提案理由朗読後、内容説明)

平成 21 年 12 月 22 日付け農林水産省通知の一部改正により、農業委員会は毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっておりますことから令和 4 年度の下限面積の設定につきまして、議案として上程いたします。

本年度につきましては「下限面積は現行の 30 a のままとする」ということで、別段の面積の設定をすることとして、令和 4 年 1 月 10 日の運営委員会、1 月 25 日の農業委員会議で協議を行い、決定がされております。

議案の 56 ページをご覧ください。議案内容について、ご説明いたします。

令和 4 年度の方針は、地域を八幡平市全域のままとし、下限面積は 30a のままとし、別段の面積の設定をいたします。

八幡平市は各地区の人・農地プラン等を実質化し、農地の集積・集約をすすめていますが、担い手が不足していく不安もかかえております。そのような情勢のなか、認定農業者等の担い手や集落営農組織だけでなく新規就農者や小規模農家にも農地の権利移動を促進し、遊休農地の発生を防止するとともに、農地の有効利用を図るため、というのが農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用した今回の理由となります。さらに 30a という面積につきましては、令和 3 年度から設定したわけですが、これまでは断らざるを得ない市民からの相談や申請にも今年度からは十分に対応することができました。

なお、別段の面積の設定についての検討結果は、先に述べた農林水産省からの通知により、毎年公表しなければなりませんので、総会において決定された後は、4 月 1 日施行にて、市のホームページ等で公表したいと思っております。

また、今年度の下限面積においては、「空き家等に付属した農地の別段の面積」も協議しておりま

した。そちらについては来月3月の総会で、八幡平市空き家等に付属した農地の面積取扱要綱の制定と共にご審議しますのでよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立、全員です。お座りください。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第7号『別段の面積(下限面積)の設定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて』

議長（立柳会長）

次に、議案第8号『農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは、議案の説明に入らせていただきます。総会資料の19ページをお開きください。議案第8号資料となります。推進委員候補者の選定経過をまとめた資料となります。

1の推進委員候補者募集についてとなりますが、内容については令和4年1月25日に開催した第6回委員合同会議において説明を行っておることから、この場での説明は割愛をさせていただきます。

2の推進委員候補者審査委員会の開催についてとなります。令和4年2月10日に開催した、推進委員候補者審査委員会の内容を載せたものとなります。開催日時・場所・審査委員となります。

委員長が立柳会長、副委員長が三浦会長職務代理者、委員といたしまして、各地区長を兼務して

いる農業委員3名が出席をし、他に農林課の佐々木課長、当事務局から伊藤事務局長、私と合わせた8名が出席してございます。

審査の方法につきましては「八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員選任要領」により行いました。選任要領の内容については、令和3年12月24日に開催した第9回農業委員会議において説明を行っておることから、この場での説明は割愛をさせていただきます。

審査結果につきましては、1名を候補者として意見の提出をすることで決定しました。

前のページとなります。横版となりますが、審査結果意見報告書となります。欠格事項は無し、候補者とする報告となっております。

以上の報告に基づき、現在、欠員となっている大更・田頭区域の推進委員委嘱の決定の可否を求めるものです。

なお、今後の予定でございますが、ただ今の総会で決定されました後に、令和4年3月25日に開催を予定している第13回総会におきまして、推進委員の委嘱状の交付を行うものいたします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第8号『農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時00分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第12回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（伊藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月25日

会 長 _____

13 番委員 _____

14 番委員 _____

令和3年度

第12回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年2月25日（金）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第12回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
 - 議案第7号 別段の面積（下限面積）の設定について
 - 議案第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて
- 5 閉 会